

平成29年第1回臨時会環境生活委員会会議録

平成29年5月17日

午前11時45分から午後0時15分

第3委員会室

出席者氏名

坂本 隆司	委員長	福島 正明	副委員長
岡部 賢士	委員	深沢 幸子	委員
滝沢 健一	委員	椎塚 俊裕	委員
大竹 昇	委員		

執行部説明者

市長	中山 一生	市民生活部長	加藤 勉
都市環境部長	岡田 和幸	市民窓口課長	川村 昭
市民協働課長	斉田 典祥	商工観光課長	佐藤 昌一
農業政策課長兼農業委員会事務局長	植竹 勇	交通防犯課長	木村 博貴
施設整備課長	宮本 孝一	下水道課長	稲葉 通

事務局

主 査 仲村 真一

議 題

- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第5号))
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

○坂本委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今臨時会において当委員会に付託されました、報告第3号の所管事項、報告第5号、報告第7号、報告第8号の4案件です。これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））の所管事項について、執行部から説明願います。

○加藤市民生活部長

それでは、報告第3号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第5号、別冊の1ページをご覧ください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,494,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26,335,488,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表繰越明許費の補正です。農林水産業費、農業費、農業総務事務費、これにつきましては、龍ヶ崎地方卸売市場の都市計画変更、廃止の図書作成業務委託に関するものです。土地改良整備事業、これにつきましては、龍ヶ崎川原代地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画書の策定業務委託に関するものです。

○岡田都市環境部長

それでは、8の土木費です。道路維持補修事業、これにつきましては、各道路のサインの繰り越しであります。その下、市道第Ⅱ-7号線整備事業、こちらにつきましては、用地費、補償費、分筆登記委託料に伴う繰り越しでございます。それから、その下の4の都市計画費であります。佐貫3号線整備事業、これにつきましては、測量基本設計に係る委託料に伴う繰越でございます。その下行きまして廃止であります。8の土木費、急傾斜地崩壊対策事業です。こちらにつきましては、県営事業に対する市負担金が年度内納付のため廃止とするものであります。

○加藤市民生活部長

続きまして5ページの第3表です。地方債補正、コミュニティセンター整備事業、県営土地改良事業、市街地活性化施設整備事業、この3件につきましては、いずれも28年度事業の確定に伴い限度額を変更するものです。

○岡田都市環境部長

その下、地方道路等整備事業、排水路整備事業、都市公園整備事業、こちらにつきまし

でも確定に伴う起債の変更をするものでございます。

○加藤市民生活部長

9 ページをご覧ください。中段下ほど国庫支出金となります。総務費国庫補助金、総務管理費補助金、個人番号カード交付事業費、これにつきましても事業確定により減額したものです。

最後の表です。市債となります。総務管理債、コミュニティセンター整備事業債、これは具体的には松葉トイレ、空調機の改修工事に伴うものでありまして、事業確定に伴い最終的に起債額を減額したものです。

11 ページをご覧ください。これも続きとなります。農業債です。県営土地改良事業債、これも同じく事業確定により減額したものです。その下です。商業債、市街地活性化施設整備事業債、これはまいんの改修分となりますが、事業確定に伴い減額したものです。

○岡田都市環境部長

その下いきまして土木費債、地方道路等整備事業債、排水路整備事業債、都市公園整備事業債、いずれも事業費確定に伴う起債の減額であります。

○加藤市民生活部長

13 ページをご覧ください。ここからが歳出になります。総務費の総務管理費、コミュニティセンター費、事業としては、コミュニティセンターの管理、先ほど歳入のところでも話しましたが、工事請負費の事業確定に伴い今回減額するものです。続きましてその下です。総務費の戸籍住民基本台帳費、住民記録等証明事務費、負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構、これも事業確定に伴い今回減額するものです。

15 ページをご覧ください。一番上の表です。農林水産業費、農業費、土地改良整備事業、これにつきましては、負担金補助及び交付金、負担金の農免農道整備（板橋・伊佐津線）、経営体育成基盤整備（ほ場 利根北部地区）これについて、事業確定に伴い負担金を減額するものです。続きまして、その下の表です。商工費、商工業振興費、市街地活性化施設整備運営費、工事請負費、これも市街地活力センターまいんの場合には、外壁防水、改修工事事業が確定して減額するものです。

○岡田都市環境部長

その下いきまして土木費、道路維持費、道路維持補修事業、これにつきましては、請負差金の確定に伴う減額であります。その下、道路新設改良費、道路改良事業、こちらにつきましては東電柱の移設に伴う補償金でありましたが、すべて無償になったために減額するものであります。その下、市道第3-113号線整備事業、こちらにつきましては、請負差金等の確定に伴う減額であります。土木費、排水路整備費、排水路整備事業、これに

つきましては、水路測量にかかる事業確定に伴う減額であります。その下、工事請負費、こちらにつきましては、入地地区排水路工事と新町排水路分岐改修工事、宮淵地区配水路工事、こちらにつきましては事業費確定に伴う増減額であります。その下、街路事業費、公共下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金、こちらにつきましては事業費確定に伴う増額であります。

17 ページをお開きください。公園費、都市公園管理費、緑町第一児童公園外遊具設置工事、こちらにつきましては、設計精査等により確定に伴う減額であります。龍ヶ岡公園親水施設改修工事、こちらと同じでございます。龍ヶ岡公園ステージ改修工事、こちらにつきましては資材等の単価の高騰により増額をするものであります。以上であります。

○坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

○深沢委員

9 ページの個人番号カード交付事業、どれぐらい進んでいますか。

○川村市民窓口課長

マイナンバーカードの普及率ということでお答えをさせていただきたいと存じます。平成 29 年 3 月末日現在の普及率でございます。全国の普及率は 8.6%、茨城県の普及率も同じく 8.6 パーセント、これに対しまして、龍ヶ崎市の普及率は 9.6%と約 1%程度多いという状況になっております。

○深沢委員

進めていくために何かされてますか。

○川村市民窓口課長

まず、マイナンバーカードにつきましては、これから、国レベルで、例えば、マイナンバーカードを提示することによって、身分証明証の代わりになるということが一つ大きなメリットとなっておりますけれども、マイナンバーカードは今後カードを提示することによって、年金請求の際の提出書類や国民健康保険に加入する際の添付書類が省略されたり、児童手当や保育所申し込みの際の手続きが簡素化されたり、さらには、各種健康保険証としての活用など、さまざまなサービスを賦課していくということが検討されております。こういった状況を注視しながら、市民に状況をお伝えしていつて最終的には普及率を高めていきたいと考えております。

○深沢委員

17 ページの都市公園のところ、緑町の外に遊具を設置したところはどこでしょうか。

○宮本施設整備課長

緑町第1外7箇所ほど設置しております。その他、28年は14カ所の公園の遊具の設置工事を行っております。個別につきましては、申しわけございません。手元に資料を持ち合わせてございません。

○深沢委員

この遊具は、ブランコとか滑り台とか決まったものってありますよね。

○宮本施設整備課長

この遊具設置工事につきましては、まず遊具の交換、公園遊具の長寿命化計画に基づいて、実施しております。遊具の選定につきましては、各自治会へカタログ等をお持ちして、自治会でどういうものを設置してもらいたいかというアンケートを取っていただいて、その中で予算を見ながら設置しております。

○深沢委員

龍ヶ岡公園には駐輪場というのはあるんですか。

○宮本施設整備課長

自転車置き場につきましては、たつのこステージの後側、道路沿いのコンクリートの堀のところがございますが、利用者は少ないようです。

○坂本委員長

他にございませんか。

【なし】

○坂本委員長

他にないようなので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について執行部から説明願います。

○岡田都市環境部長

専決処分の承認を求めることについて（平成28年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））33ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,356,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,447,576,000円としたものであります。

36ページをお開きください。第2表の地方債補正であります。変更でありまして、公共下水道事業、公営企業会計適用債、いずれも、事業費確定に伴いまして、限度額を減額補正いたすものであります。

次に38ページをお開きください。まず、歳入であります。国庫支出金、下水道整備費国庫補助金、社会資本整備総合交付金、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金確定に伴う減額であります。次に、繰入金、一般会計繰入金、公共下水道事業費等繰入金、こちらにつきましては国の交付金の確定や、事業費確定に伴う起債額の減額、それから、歳入の減額と事業費の確定に伴う歳出の減額の差引分を調整するために相当分を一般会計より繰入をいたすものであり増額したものであります。

次にその下の市債であります。下水道事業債、公共下水道企業債、こちらにつきましては事業費の確定に伴いまして、国庫補助の残分、補助裏や補助対象外となった市単独分に係る起債額の減額であります。その下、公営企業会計適用債、こちらにつきましては確定に伴う起債額の減額であります。

次に40ページをお開きください。歳出の部であります。下水道費、一般管理費、下水道事業費、地方公営企業法適用基本計画策定、こちらにつきましては公営企業会計適用にかかる基本計画策定事業の事業費確定に伴う減額であります。その下いきまして、下水道費、公共下水道整備事業費、公共下水道整備事業、委託料、こちらにつきましては、西坪地区の平成29年度に予定している環境整備に係る実施設計業務事業費の確定に伴う減額であります。そして15番の工事請負費、これらにつきましては、各々の工事請負費の増減額であります。それから22番の補償費、これにつきましては工事完了によりまして、地下埋設物の移設や家屋工作物の補償費の確定に伴う減額であります。それから、その下、公共下水道改築等事業であります。こちらにつきましては、委託料は地蔵後汚水中継ポンプ場と、佐貫排水ポンプ場改築及び西坪地区の管渠改築工事に係る実施設計業務費の確定に伴う増減が生じたことによる補正であります。それからその下の工事請負費であります。こちらにつきましては、西坪幹線管渠改築工事等の事業費確定に伴う減額であります。以上であります。

○坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はございませんか。

【な し】

○坂本委員長

別のないようですので採決いたします。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

○岡田都市環境部長

報告第7号、専決処分の承認を求めることについては（和解に関することについて）であります・事故の発生状況であります。平成28年10月22日午後4時30分頃、龍ヶ崎市佐貫町323番地地先の市道第1-110号線において、当該市道を歩行していた龍ヶ崎市に在住の方が、該市道を横断しようとしたところ、当該市道に設置されていた高さ2.75cmの停止線鋸につまずき転倒しまして、左手を骨折及び右膝に打撲を負わせたものであります。過失割合は市が●●%、相手方が●●%、相手は記載のとおりでございます。

○坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

○滝沢委員

配られた資料には年齢が載っていませんけど、お年はどのくらいの方なんですか。

○宮本施設整備課長

けがをした当日の年齢でいきますと78歳になります。

○滝沢委員

これは高さ2.75cmの停止線鋸につまずきとなっておりますが、この停止線鋸は何か不備があったのですか。

○宮本施設整備課長

停止線鉾の設置についての不備はないんですが、この停止線鉾は、4メートルの一般生活道路に設置したもので、県警交通防災教育委員会等で毎年行ってる小学生の通学路の安全点検の結果設置した道路鉾でして、これは車の減速を促せるための鉾ということで設置したんですが、こういう生活道路、車も通る、自転車も通る、歩行者も通る一般の生活道路のなかで、こういうものを設置して、その通達をしてなかったというのが、これを設置して1週間後にこの事故が発生してしまったということは、この方もそういう認識が甘かった状況で対応させていただいた関係でございます。

○滝沢委員

通達が遅くなったということですが、道路標識みたいなものがなかったということですか。

○宮本施設整備課長

こういうものを通達というか、義務はないんですけれども、生活道路の中ですので、各自治会に対し、本来ならば回覧版を回す等の対応をしたほうがよかったのではないかと思います。

○滝沢委員

これは、誰から出てきた案件なんですか。相手方から出てきたものなのか、保険屋さんからでてきたものか。

○宮本施設整備課長

本人からでございます。

○滝沢委員

この過失割合が市●●%台、相手方●●%なんですけれども、この過失割合はどのように決定されたのかお尋ねします。

○宮本施設整備課長

まず市が加入しております保険会社との交渉のなかで、本来ならば、本人の過失●●%というような回答は得たんですが、設置して一週間、回覧板も回していない状況の中で、その過失割合を、相手が自分で転んでいるのだから自分の責任だよという言い方ができるかどうかという検討をしていく中で、相対にやるしかないんじゃないですかというようなことで、●●%と●●%とさせていただいていたところでございます。

○滝沢委員

本人との話し合い、協議で和解されたということなんでしょうけれども、行政側には不備はないと思うんですね。私のとらえ方では。危ないからこういう停止線錐をつけたのであって、転んだのは本人が転んだので、それを行政のせいだとなってしまうと、こういう案件を認めてしまうと、一例をつくってしまうと、今後そのように対応するしかないと思うんですね。やっぱり裁判でもやって、勝ち負けはわからないですけども、そういうふうに対応したほうがよろしいんじゃないのかなと思います。

○坂本委員長

ほかにごいませんか。

【なし】

○坂本委員長

他にないようですので採決いたします。

報告第7号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

○岡田都市環境部長

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）であります。事故発生状況につきましては平成29年1月27日午後1時35分ごろ、龍ヶ崎市役所北側駐車場において、職員が公用車の運転席ドアをあけたところ、強風により当該ドアがあおられ、当該公用車の隣に駐車中の龍ヶ崎市在住の方が所有する軽四輪乗用車に接触し、当該軽四輪乗用車の左側前方のフェンダーを損傷したものであります。過失割合は市が●●%、相手方は●●%で相手方は記載のとおりでございます。

○坂本委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑ございませんか。

【なし】

○坂本委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第8号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

○坂本委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。